附　則

（施行期日）

1　この内閣官房令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この内閣官房令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの内閣官房令による改正前の失業者の退職手当支給規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この内閣官房令による改正後の失業者の退職手当支給規則の様式によるものとみなす。

3　この内閣官房令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第12（第21条関係）（表面）

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

（必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。）

①申請者	氏名		住所	〒　（電話　　）
事業主の証明 ②就職先の事業所	名称		事業所番号	
	所在地	（電話　　）		
	事業の種類			
③雇入年月日	令和　年　月　日	④採用内定年月日	令和　年　月　日	
⑤職種		⑥一週間の所定労働時間	時間　分	
⑦賃金月額	万　千円	⑧雇用期間	イ 定めなし ロ 定めあり →令和　年　月　日まで（　年　カ月） 契約更新条項（イ 有 ロ 無） 1年以上雇用する見込み（イ 有 ロ 無）	
⑨上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 令和　年　月　日 事業主氏名 （法人のときは名称及び代表者氏名）				
⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。			
	ロ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。			

失業者の退職手当支給規則第21条第1項の規定により上記のとおり常用就職支度手当に相当する退職手当の支給を申請します。

令和　年　月　日

申請者氏名

公共職業安定所長　殿

備考												
※処理欄	支給金額	円	支給決定年月日	令和　年　月　日								
	所長		次長		課長		係長		係		操作者	

（注）記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

別記様式第12（第21条関係）（表面）

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

①申請者	氏名		住所	〒　（電話　　）
事業主の証明 ②就職先の事業所	名称		事業所番号	
	所在地	（電話　　）		
	事業の種類			
③雇入年月日	令和　年　月　日	④採用内定年月日	令和　年　月　日	
⑤職種		⑥一週間の所定労働時間	時間　分	
⑦賃金月額	万　千円	⑧雇用期間	イ 定めなし ロ 定めあり →令和　年　月　日まで（　年　カ月） 契約更新条項（イ 有 ロ 無） 1年以上雇用する見込み（イ 有 ロ 無）	
⑨上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 令和　年　月　日 事業主氏名　印 （法人のときは名称及び代表者氏名）				
⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。			
	ロ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。			

失業者の退職手当支給規則第21条第1項の規定により上記のとおり常用就職支度手当に相当する退職手当の支給を申請します。

令和　年　月　日

申請者氏名

公共職業安定所長　殿

備考												
※処理欄	支給金額	円	支給決定年月日	令和　年　月　日								
	所長		次長		課長		係長		係		操作者	

府　令

○内閣府令第四十八号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十五条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年四月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（総務調整官及び証券取引等監視官） **第九条**　財務部に、総務調整官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び証券取引等監視官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）それぞれ一人を置く。 ［2・3　略］	（総務調整官及び証券取引等監視官） **第九条**　財務部に、総務調整官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び証券取引等監視官それぞれ一人を置く。 ［2・3　同上］